

五行大義鈔本・版本の傳流とその資料的價値

中村璋八

貞觀十七年（清和・七七五）十一月十五日の條には

陰陽寮言、黃帝九宮經蕭吉九宮篇云、承天之道、因人之情、上占三元、下用五行、三神相合、名曰三合、所謂三神者、大藏雷氣大陰、是也。

と、五行大義よりの引用と推される文が存し、また、藤原佐世の日本見在書目錄（寛平三・九年撰）五行家の部には「五行大義」と輯錄され、更に管轄鈔（菅原爲長撰・延喜帝に）には

五行大義曰、諸神者靈智無方、隱顯不測。

又曰、孔子曰、陽之精氣爲神。

五行大義曰、若有一德、能攬百灾。

五行大義曰、晝生子似父、夜生子似母。

の四條、弘決外典鈔（呉平親王撰・正暦二年・九九一）には

五行大義云、遂古已來、所論五帝、凡有三種、河圖云、東方青帝靈威仰木帝也、南方赤帝赤熛怒火帝也、中央黃帝含樞紐土帝也、西方

白帝白昭矩金帝也、北方黑帝叶光紀水帝也、此五帝並天上神下治世、其精爲五帝、產五星、禮記云、春之日其帝大暉、夏炎帝、中央黃帝、秋少暉、冬顓頊、又諸史以小吳顓頊高辛唐虞、謂之五帝、此蓋自舜已前、五行相承爲帝也。

陰陽生者、周易・新撰陰陽書・黃帝金匱・五行大義。とあるように、五行大義は、既に陰陽家の必讀書とせられ、又類聚三代格卷五「加減諸國官員并廢置事」の條にもこの文が見え、三代實錄

五行大義鈔本版本の傳流とその資料的價値

二

併し、我が國には、幸に夙に將來されて、續日本紀天平寶字元年（孝謙天皇・七五七）十一月癸未の條に

太一立成一卷が錄されているが、五行大義は記されず、また隋書經籍志もその名を留めていない。蕭吉撰五行大義の名が見えるのは舊唐書經籍志に「五行記五卷蕭吉撰」新唐書藝文志に「蕭吉五行記五卷」と記載されているのに始まり、宋史藝文志にも「蕭吉五行大義五卷」とあり、また、太平御覽卷二十二・二十五・二十八に、五行大義よりの引用が四條散見されるので、唐宋時代には傳行していたことは確かであるが、その後は佚したと思われ、中國に於いては、目錄類にも全く五行大義の名が見えず、玉函山房輯佚書等に續か四・五條、その佚文が採錄されるに過ぎなくなってしまった。

者、支幹相配成用、如樹木之有枝條莖幹、共爲樹幹、故云支幹、幹者、濟幹爲義、支者、支任爲義、此日經任濟萬事、故云支幹、又作

干字者、此與幹義同、物在竿上、能堅立顯然、故云干、世從易、故多云干也。

五行大義云、陽氣既動、萬物孳萌。

五行大義云、震動奮迅、玄其故體也。

五行大義云、九日然極、物皆滅也。

五行大義云、五常仁義禮智信也、行之終、又恒不可闕、故名爲常、以此能成其德、故云五德。

五行大義云、朱雀火將。

五行大義云、玄武水將。

五行大義云、青龍木將。

五行大義云、白虎金將。

五行大義云、勾陳土將。

五行大義云、火丙、畏於水、故以妹丁妻、赤北方間色紫也。

の十二條が引用されているので、既に奈良朝中期には將來され、平安

初期には廣く流傳していくことは疑いない。その後も、玉葉・臺記・原中最祕抄等に、その名が見えるのみではなく、諸道勸文（群書類）に

は

五行大義云、禮記云、中天之土在季夏之後、此則歲之半、處四時之中、天社、地神、人鬼、又並在未、云云。

五行大義云、從魁爲金。

又云、金居小陰之位、西方成物之所、物成則凝強、從革爲性。

又云、金能刻木、宗廟曰家也。

五行大義云、木主於亥。

五行大義云、卯刑子者、是木落本、故謂刑子也、夫刑者、煞罰爲名也、凡卜筮所用、遇刑非吉、云云。

五行大義云、傳送者、傳其成物、云云。

五行大義云、木落歸本、功曹是木也。

の八條、沙門信瑞の淨土三部經音義集（太正新脩）には

五行大義云、東夷之人、其形細長、脩眉長目、衣冠亦尚狹長、東海

勾麗之人、冠高、加以鳥羽、象於木枝、長目主肝、肝木也、故細而長、皆象木也、南蠻之人、短小輕翹、高口少髮、衣服亦尚短輕、高

口經人之中至心、心火也、炎上故高、炎上故少髮也、西戎之人、深目高鼻、衣而無冠者、鼻主肺、沛金也、高目肝也、肝爲木、金之所削故深、金主裁斷、故髮斷無冠、北狄之人、高額被髮、衣長者、額

夏之人、容貌平整者、象土和平也、其衣冠束服修、五色象土、庖舍

四行也、孔子曰、東僻之人曰夷、精以澆、南僻之人曰蠻、信以朴、

西僻之人曰戎、頑以剛、北僻之人曰狄、服以戾、中國人安居和味。

五行大義云、孔云、人生有氣魄、氣者神之盛也。人生必有死、死必

歸土、謂之鬼、魂氣歸于天、此謂神。

又云、天氣爲魂、地氣爲魄、禮郊特性云、凡祭鎮諸此、魂氣歸于天、

體魄歸于地、故祭求諸陰陽之義、故氣之清者曰神、即陽魄也、氣濁

者曰鬼、即陰魄也。

又曰、魂魄之本、既配府藏、甲乙曰、魂屬精、魄屬神。

五行大義云、漢書五行志云、人命終而形滅、精神散越、聖人爲之宗廟、以收魄氣、春秋祭祀、以修孝道、尸子曰、鬼歸也、古者謂死人

爲鬼人、淮南子曰、精神天之有也、骸骨地之有也、精氣入其門、而

定、見小闇大、而不知所務從、物如流而不知所執、此庸人也。

及、其愚不可及者、以其稟昏濁氣而生、非學所得也、亦曰庸人、孔子曰、不存始終之規、口不吐訓格之言、不擇賢以託身、不力行以自

五行大義曰、史記云、星金之散精、殞爲石、春秋云、星者陰精、金亦陰也。

又曰、說文云、星者萬物之精爲日、日分爲星、故其字日下生。

の七條、素寂の紫明抄(庫本)には、

五行大義云、以男爲則、以女爲柔、女平堤之禮。

的一條、醫家千字文註(續草書)には、

五行大義曰、肝者爲將軍之官、謀慮出者、木性仁、仁者必能深思遠慮、恒欲利安萬物、將軍爲行兵之主、必以謀慮爲先、故兵書曰、兵

以仁舉則無得之、以仁分則無不悅、又曰、將無謀則士卒憂、將無慮則士卒去、故肝爲將軍出謀慮也。

五行大義曰、北玄天數一、對坎宮冀州、西昊天數四、對兌宮梁州。

五行大義曰、天以一主水於北方、火雖陽物、義從陰配合、陰始故從始立義、故火數二也。

の三條、賀茂在方の曆林問答集(群書類)には、

五行大義云、五墓者、木生於亥、死於午、墓於未、火生於寅、死於酉、墓於戌、金生於巳、死於子、墓於丑、水生於申、死於卯、墓於辰、土生於卯、死於戌、墓於辰。

の一條、在盛の吉日考秘傳(續草書)には、

五行大義曰、八方以調八節之氣、故次生廣莫風、四十五日至、艮生條風、四十五日至、震生明庶風、四十五日至、巽生清明風、四十五日至、離生景風、四十五日至、坤生涼風、四十五日至、兌生箇闔風、四十五日至、乾生不周風、四十五日至、坎陽氣生五極九、五九四十五、故左行而一變也。

五行大義曰、天地之數五十有五也、除九宮、用天一地二入三、而亦除

四時、餘分四十五也、五者五行之數也、四十者五行之成數也、謂水六火七木八土十、合四十也、則爲一節之數、分置五方也、方各九者、九者一時九十日也、四方成四時、三百六十日也、木八之次、金九在之。

五行書曰、十一分王四季、各有生死所、辰土受氣於甲酉、胎於戌、養於亥、生於子、沐浴於丑、冠帶寅、臨官於卯、王於辰、衰病於巳、死於午、葬未、未土受氣於亥子、胎於寅、生於卯、沐浴於辰、冠帶於巳、臨官於午、王於未、衰病於申、死於酉、葬於戌、戌土受氣於申卯、胎於辰、養於巳、生於午、沐浴於未、冠帶於申、臨官於酉、王於戌、衰病於亥、死於子、葬於丑、丑土受氣於巳午、胎於未、養於申、生於酉、沐浴於戌、冠帶於亥、臨官於子、王於丑、衰病於寅、死於卯、葬於辰。

の三條、豐原統秋の體源鈔(古典全集本)には、

蕭吉ニ云ク、黃鐘一越調初九下生林鐘黃鐘也、初六上大簇。

又云、黃鐘下、林鐘生、故徵トス、黃鐘林鐘下、大簇生ス、故蕤商トス、林鐘大簇下、南呂生ス、南呂羽トス、大簇南呂上、沽洗生ス、故沽洗角トス、南呂沽洗上、應鐘生ス、故應鐘、變宮トス、沽洗應鐘上、蕤賓、變徵トス、凡七音アリ、蓋シ周相_テ宮トス、以相生數七故也。

蕭吉ニ云ク、古之神暫考中聲與量之、以制律、均鐘、故名黃鐘焉、黃鐘之氣在子、十一月建焉、其辰在星紀下生林鐘。

蕭吉ニ云ク、古之神暫考中聲與量之、以制律、均鐘、故名黃鐘。

の四條の引用が存し、更に、元秘抄、改元部類等(宮内廳書院部・御臺堂)の改元勅文に據ると北朝の勅文奏進者、藤原資名・藤原元範・藤原長員・菅原在成・菅原秀長・菅原在登・菅原高嗣・菅原在兼等は、

(長安) 五行大義曰、順天之化、長養萬物。(應長度・文保度・康永度)

(寧長) 五行大義曰、國家安寧、長樂無事。(元弘度)

(萬永) 五行大義曰、陰陽欲化、萬物和合也。(永德度)

(嘉慶) 五行大義曰、任籍往來、受容嘉慶。(正嘉度・貞和度・康安度)

(安長) 五行大義曰、國家安寧、長樂無事。(應長度・康長度・明德度)

(承祿) 五行大義曰、聖王法承天、以定罰祿。(明和度)

と、五行大義に基いて年號勸文を奏進している。(註1)

このように、平安中期から鎌倉・室町期にかけて、陰陽家・藤原氏・神道關係者・佛教關係者・勘文奏進者・國文學者・醫家・樂家等の間では、五行大義を盛んに用いていたと思われる。(註2)

三

降つて江戸時代になると、伊藤東涯が東燭譚の「五行大義ノ」の條に「本朝ニテ前世ハ專用セラレタル書ト見エタリ、近年前田氏古キ寫本ヲ得テ刊行セリ」と述べているように、元祿十二年(一六〇九)一色(前)時棟は初めて附點校刊した(美濃版)。そして書後に、「隋書本傳ニ、蕭吉の詳細な傳があるに拘らず、五行大義が記されていないが、これに據つて廢すべきではなく、文章は古雅であり、決して隋唐以下の疑作ではない。」と論じ、續いて、

仍加校定、公之天下元本釋子所寫者、出於相州鎌倉之古刹、跋其

書後云、元弘三年癸酉書云云。

と、元弘寫本を藍本としたことを明示している。では、東涯のいう「元弘寫本」とは如何なる書であるか、といふと、現在總久邇文庫に藏されている古鈔本には、各卷の奥書に

元弘三年癸酉閏二月二十五日 相傳畢 智圓

と、また表紙裏に「雪下頬覺坊當住」と記されてるので、この元弘

相傳本のことであることは明らかであり、元弘寫本としたのは誤りである。この元祿本は、刊記に「校定を加う」と記する如く、卷一に七、卷二に一、卷三に八、卷四に三、卷五に一の三〇箇所に疑問を抱き、「當作云云」「或有脫簡」「衍字」「誤字」と頭註を加え、又「表一」の如き字體を改めた四七〇餘字の他に、訂正・誤植・引一本の型を採つた箇所が、卷一に六七、卷二に三〇、卷三に七〇、卷四に六〇、卷五に一三四、計三六一箇所にも及んでいるので、原本の姿を相當改變し

てしまつたことは認めねばならない。

元祿本の刊後、百年、寛政十一年(一七九九)林述齊も佚存叢書第一輯に五行大義を收めた。佚存叢書は、その刊記に「皆爲彼佚而我存者、然世有整版、不復編入于此」とある。この記述からすると、述齊は、五行大義を輯錄する時には、元祿刊本の存在には全く氣付かなかつたと考えざるを得ないが、何を藍本としたかは記されていない。併し、佚存叢書本と元弘相傳本との異同は、字體を改めた四七〇餘字以外に、卷一に七八、卷二に四七、卷三に一〇四、卷四に七一、卷五に一八四、合計四八五箇條である。これに對し、元祿刊本との異同は、卷一に一五、卷二に二〇、卷三に四四、卷四に二五、卷五に三八、合計一五二箇所に過ぎない。このようだ、(1)佚存叢書本は、元弘相傳本よりはむしろ元祿刊本に近い型であること、また、(2)元祿刊本との異同は殆ど佚存叢書本の誤植と推せること、(3)元祿刊本が頭註を施した三〇條のうち「當作云云」「衍字」としてゐる一九條は全々それを訂正、または除去してゐること、(4)後述の元弘相傳本とは異系統の靈寶館本・天文鈔本とは異本と思われること、(5)佚存叢書本が藍本を示していないこと、等に據つて佚存叢書本は、元弘相傳本系統ではあるが、鈔本に直接據つたのではなく、元祿刊本に依據したのではないか、と推測される。

〔表一〕字體を改めたもの(上、元祿刊本)

无=無・並=並・灾=災等=筆算・衆=海・最=鐵・惣=總
害=害・魁=克・弃=棄・鳬=臭・蛇=蛇・熾=熱・踰=躁・脉=脈
崛=崑・嶮=崕・沽=姑・熯=熟・天=妖・狼狽=貌・惠=慧・疹=疹
疚=疚・依=僂・怖=怪・貞=貌・羣=羣・貉=貉・鶴=鶴・牙=牙
狩=豺・罌=剛・耀=耀・經=綱・奪=奪・廟=廟・牀=體・靈=靈
攝=極・阪=歸・署=腰・煞=殺・芑=芑・芒=芒・葦=薦・勝=肺・腕=腕
統=丘=丘・寒=寒・舊=舊・凡=凡・坤=坤・互=互・底=底・担=抵・懷=懷・傑=傑・解=解

四

以上のように我が國で刊行された五行大義の版本は、元弘相傳本系統の元祿刊本と佚存叢書本とであるが、この両本のうち、佚存叢書本のみ幕命によつて中國に送られ、許宗彥は、嘉慶九年（一八〇四）「近日本國人刻佚存叢書、此書在焉、用活字印行多誤舛、宗彥校其可知者、改定數十字餘」と刊語にて述べ、佚存叢書本の誤を若干改定して刊行した。

この改定は、卷一・四〇、卷二・七六、卷三・八六、卷四・六四、卷五・一四一、合計四〇七箇所に及んでいた。いま、これを検討すると許宗彥の改定が元弘相傳本・天文鈔本に一致したもの九〇、一鈔本（元弘本、又は大文本）の型になつたもの七一箇所であり、これに對し鈔本とは異なるもの一二四七箇所である。これより考へると、許宗彥の改定は、一六一箇所は鈔本の型に復元されているので正しいと認め得るが、他の二四六箇所は獨斷の説を免かれない。

中國においては、この嘉慶刊本が最初であるが、その後、孫星衍は、孫氏祠堂書目内篇卷二、五行術數の部にその名を著錄し、また、その序文を續古文苑卷十一に收め、續いて阮元も摩經室經進書錄（四庫未收書目提要）卷三において紹介を試みたので、當時の學界に注目された。

更に嘉慶十八年（一八一三）鮑延博により知不足齋叢書第六集に收められた。これは、彼が跋に佚存叢書本の刊記を載せ、なお、

右隨蕭吉五行大義、失傳已久、近德清許氏得自日本佚存叢書中、既校而刊之、惜傳不廣、因重壽梓以公同好云。

と記しているように、同じく佚存叢書本に依據したものであるが、許宗彥の改定した箇所は殆どそのまゝ踏襲し、嘉慶刊本との相違は五卷を通じ三四箇所に過ぎない。

また、光緒八年（一八八二）佚存叢書本が影印され、光緒丁酉（一八九七）盛

宣懷により常州先哲遺書第一輯子類に收められた。この常州先哲遺書は佚存叢書本を重刻したものであるが、許宗彥の改定はそのまま受け継ぎ、嘉慶刊本との異同は、全巻を通じ一九箇所である。

その他、民國二八年（一九三九）叢書集成初編（商務印書館編・王雲五主篇、殷秀山・鮑嘉祥校對・鉛印・東洋文庫藏）にも收められた。これも佚存叢書本に據つたとしているが、許氏の改定はそのまま踏襲している。

五

五行大義の版本は、以上のように、元祿本・佚存本・嘉慶本・不知足齋本・常州先哲本・叢書集成本の六種であり、何れも元弘相傳本系統である。では、この元弘相傳本とは、如何なる性格の書であろうか。

この書に就いては、既に灘江全善・森立之の經籍訪古志卷四（安政三年八月）に「五行大義五卷・舊鈔卷子本・栗田青蓮院藏」と、島田翰の古文舊書考卷一に、「五行大義卷子本」と、紹介されているが、現在は愛知縣豊川市竹本長三郎氏所有「穂久邇文庫」に藏されている。この穂久邇文庫本は、一頁八行、毎行・十六字詰・大體長さ一尺一寸・幅七寸六分の五帖よりなる折本である。

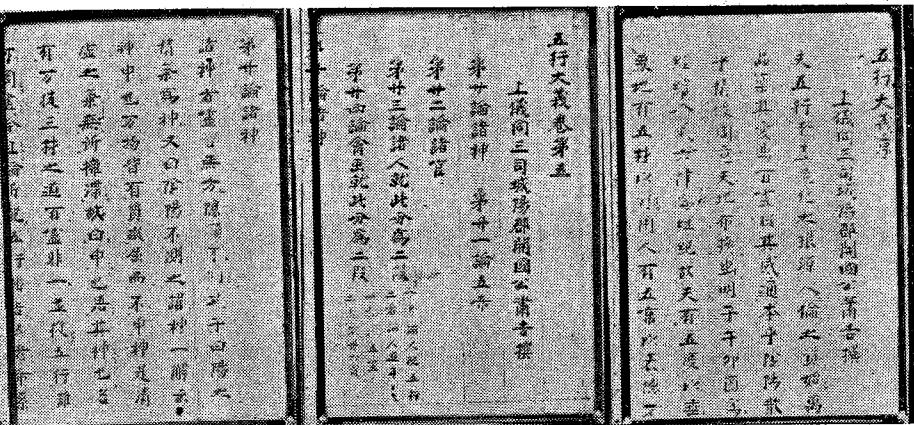
そして、各巻の奥書に、

元弘三年閏二月廿五日 相傳畢 智圓（卷二は畢の二字、卷三は相傳畢の二字を缺く）
とあることは既に述べたが、更に尾題の下に一巻には「頓覺坊」二・五卷には「雪下頓覺坊常住」四巻には「雪下頓覺坊」また一巻の表紙裏に「頓覺坊」と智圓とは別筆で記されている。更に各冊の扉には「久邇宮文庫」「青蓮王府」「談峰壽命院印」の印と共に、一・五冊には「雪下相承院」の朱印が存する。これらに基づいて考へると、この書は、元弘三年（後醍醐天皇）雪下頓覺坊常住の智圓が相傳し、その後、相承院、

穗久邇文庫本

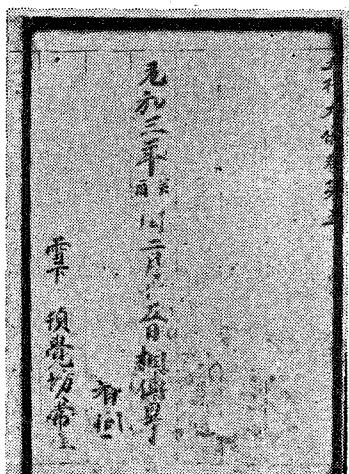
神宮文庫本（模寫）

大和多武峯の壽命院・京都粟田口の青蓮院を経て、久邇宮家の藏に歸したことが知られる。



では、この書を相傳した頓覺坊とは如何なる坊であつたか。これを鶴岡社務職次第（續羣書類從所收）等に據つて究明してみると、建久二年（後鳥羽）、に賴朝が院奏を請うて、二十五の菩薩に形どり、供僧二十五坊を建立した。その一つで、鶴岡の西方にあつた。その後、應永十二年（釋光一院宣）に據つて坊號を改め院號とし、足利成氏の頃まで廿五院あつたと思われるが、永正（一五〇四）天正（一五七三）の間に衰微して七院となつた折、頓覺坊は滅んでしまつた。文祿二年（後陽成）に徳川家康が十二院を再興し、その中に、相承院の名が見え、これが頓覺坊を引継いだ。そこで扇の「雪下相承院」の朱印は、江戸初期に捺印したと推され、當時まだ相承院に傳存していたことが明らかになる。

さて、この頓覺坊は、良嘉律師（寶喜三年・一二三二）の開山であり、五行大義の相傳者智圓に至る迄へは七代を経ている。智圓は、元弘三年閏二月十五日、六代目の歿全の讓を得、貞治五年（後村上）一三六六九月二十五日、八十一歳で寂している。そこで奥書は、讓を得た十日後、記したこととなる。併しこの書の「本文」と「元弘三年云云」と「頓覺坊常住」の文字及び墨色は、各々甚だ異り、同時の書寫とはなし難い。即ち「元弘三年云云」の奥書は、智圓が記したとしても、本文と「頓覺坊常住」の文字とは、他の人の筆になり、後者は智圓以後の人人が記したと考えられるが、本文は明らかに智圓以前の何人かの手になり、智圓はたゞこの書を相傳しただけである。だ



が、何時、何人の手に據つて書寫され、その藍本が如何なる書であつたかは判らない。

前述のようにこの書は、現行刊本の藍本となつものであるが、更に注目すべきことは

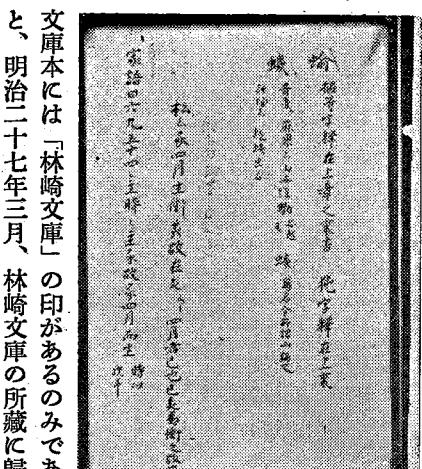
表記(脚註)、背記に非常に多くの箇註を具えてることである。これに就いては、私は既に二・三の論文(註³)において紹介したので、こゝでは省略するが、註記された條は、實に千六百五十餘に亘り、これらは五行大義の本文を理解すを上に参考となるのみでなく、この中には、中國の目録類、または日本見在書目録に記載せられているが、今は佚した多くの文献よりの引用が殘存し、またこれらは諸文献の當代の型を傳えてるので、甚だ貴重な資料である。

なお、元弘相傳本には、本文の行間に、校比したと察せられる「イ本」の型五十一條、「イ本」とはないが他本の型三十六條、清本(清原家本と思われる。若し、そうだとすると、清原家にも五行大義が傳存していたことになり、元弘相傳本が何等かの形でこの清原家本と交渉を持つことが知られる。)一條とが散見される。これらの「書入レ」が如何なる性格の一本に據つたかは示されていないが、元祿刊本は、本文を「イ本」に據つて十二條訂正し、また、「イ本」の型を「一本」として三條傳えており、佚存叢書本は、十二條の「イ本」の型を、そのまま元祿刊本を踏襲し、更に残された三條の「イ本」の型をも本文中に入れて、元弘本を訂正していることだから考へても、信憑す

べき證本であつたことは確かであろう。この所引の一本の性格に就いては、後節において考察することとする。

種久邇文庫本背記

本が折本であるのとは異り、堅、各冊一尺一寸、横、一卷七十九尺、二卷七十尺、三卷六十八尺五寸、四卷十三尺、五卷九十五尺、毎行十六字よりなる「卷子本」であり、經籍訪古志及び古文舊書考が卷子本としているとの合致する。これからすると、種久邇文庫本は、原來は卷子本であつたと思われるが、これが折本となつたのは、智圓が奥書を記した元弘三年以前と推測されるので(註⁴)。兩書は原本には直接據らず、模寫本に基づいて紹介したのではない



神宮文庫本背記

文庫本には「林崎文庫」の印があるのみであるが、文庫の記録によると、明治二十七年三月、林崎文庫の所蔵に歸するまで、京都粟田口の

青蓮院藏であつた。これから考へると、神宮文庫本は、元弘相傳本が青蓮院に藏されている間に何人かの手に據つて模寫されたのである。然し、若干の誤字は認められる。

六

五行大義の鈔本は、經籍訪古志には、元弘相傳本に續いて「又、粘葉古鈔本高野山藏」が擧げられている。この書は、高野山三寶院の舊藏で、昭和七年、内藤湖南博士の解題を附し、高木利太氏により影印出版され、更に昭和二十五年八月二十九日、國寶に指定されて、現在

高野山靈寶館に藏されている。この靈寶館本は、一頁七行、一行十八字・二十字詰の粘葉裝本であり、卷末に「寶治二年九月中旬授點之」と記され、更に「寶治二年ヨリ天保二年マデ五百九十七年、此本可珍重也」とある。これに據つて考へると、寶治二年（後深草一）以前の古鈔本であることは確かであるが、何時、何人の筆になつたかは明らかでない。

いま、靈寶館本と元弘本とを校比すると、その異同は、五卷のみで實に四六六箇所にも及び、通行本とは異系統の鈔本であることは明らかである。そこで、この書は、内藤博士の既に識語で指摘された如く通行本の誤謬を多く訂正出来る唯一の異本である、とされている。なお、この靈寶館本には、本文とは別に朱筆で五十一條、墨で三十一條、「或本」として一條、他本の型が記され、また、六條の註の書入れが認められる。これらの殆んどは、書體または墨色から鈔寫した人の筆になつたのではなく、寶治三年の校點の際に書入れられたと考えられるが、如何なる書に據つたかは確かでない。だが、當時傳存していた異本の型を傳えたものとして貴重な資料である。

以上の如く、靈寶館本は、通行本とは異系統の唯一の鈔本ではあつたが、殘念なことに五卷のみの零本である。

七

このように從來は、元弘本系統以外の鈔本としては、零本である、靈寶館本が傳存するのみとされていたが、天理圖書館には、完本である五行大義鈔本（袋縫・五冊・行十五字詰・有伴・點本）が藏されている。

この古鈔本には、各卷に詳細な奥書が存する。いま、それを擧げるところの如くである。

〔卷一〕

正嘉二年歲次戊午八月中旬之比書寫了

又令或本以丹注了

文永七年八月十六日以或證本重比・相違字等直付之了

丹與墨

和令書之爲分別此說也又・比・了

時貞

本奧書之

又云以家本見合了

内大臣藤原朝臣 御判 賴長

天養元年三月十九日書寫了

以安家正說一點了

三善朝ト

久壽二年七月五日以秘本校了誠可謂正本也又以或人重所見合也然則

此一部尤可爲證本歟若有相違字者可知他本例・也又依昔道々殊致五節手自比校了更不可外見又安家秘本也

又云

建保二年於松殿左大臣殿御所以攝津守藤原朝ト尹範本令校合之處殊無・點然尤可爲證本尹範朝臣者水範之嫡孫也

丘明莊 天下無雙

天文十年六月廿一日書寫了自一至五卷書之其後終此卷了

ト部朝臣兼右

建久二年正月廿日兩度見訖殊依有天文事也于時
紅露龍樹黃鳥歌花而已

城門安倍泰忠

丘明莊

天下無雙

天文十年三月二日終書功了 ト部朝臣兼右
同十七年十月九日以證本加點了

〔卷五〕

元久三年二月廿八日以陰陽權助廣基朝臣本前陰
陽權守兼守書寫了

同廿二日比較了 神祇權少副ト部兼直

丘明莊

天下無雙

天文十年五月晦日書功了 依病者數目解點

ト部兼右

先年書寫之砌一二卷環翠先生令加點之賜自三至
五无點而空經年序故雖朱墨之兩點件舊本魚魯之
過烏焉之誤甚多以證本再可校正之已矣

天文廿四年七月二十七日

右兵衛ト部 (花押)

この奥書に據ると、天理圖書館藏本は、卷一
を天文九年(後奈良・一五四〇)十二月三日書了してより、

天文九年十二月廿一日書寫了
〔卷四〕
天文九年仲夏四月深更以家本書寫

永曆二年正月十三日一見了

泰弘 年十七

では、筆者ト部兼右とは如何なる人物であろうか。尊卑分脈に據る
と、兼右には、「表二」の如く、吉田社預兼満(享和元年・四十五歳)
の子と平野社預兼内の子との二人がいる。が、後者は四世の後に兼永があり、

り、その筆者は、ト部朝臣兼右であることが知られる。

この兼永が既に天文以前の人であるから、論なく吉田社預の兼右であることとなる。この兼右の年譜は「ト部家譜」(藤嘉堂)に詳しく、彼は、永正十三年(後柏原・五十六)四月廿日、清原宣賢の二男として生れ、その後、ト部兼満の養子となり、神祇小副・侍從・權大副・筑前權介・左兵衛佐・丹波權守・右兵衛督・大副を歴任し、元龜四年(一七三)正月十日、從二位で薨じている。歳五十八である。この年譜から考へると、天文十年、五行大義を鈔寫した時は、彼は二十六歳で、從四位上、權

兵衛佐・丹波權守・右兵衛督・大副を歴任し、元龜四年(一七三)正月十日、從二位で薨じている。歳五十八である。この年譜から考へると、天文十年、五行大義を鈔寫した時は、彼は二十六歳で、從四位上、權

大副であり、同時に筑前權介を兼ねた時代であり、最後に筆を入れた二十四年は、奥書の如く、右兵衛督で四十歳であつた。

この兼右の十二代前に卷五の奥書にある兼直がいる。

兼直は同じくト部家譜に據ると、建保から承久(一一二三)に在官した人であるから、この五行大義は、既に鎌倉初期にト部家に藏され、尊重されていたと察せられ、それが兼右に

據つて再び書寫されたものであろう。

以上のように天理圖書館藏本は、ト部兼右による天文鈔本であるが注目すべきことは、一・四・五卷には、この書の藍本に就いての詳細

〔表二〕

ト部家(尊卑)

大電臣命(9代) 鑄足(7代) 兼延

(吉田社預)

兼國(12代)

平野社預

兼忠

時貞

水七年(1507)

時貞

丹

文

行

五

五

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

八

(トとするのは臣の)が天養元年(近衛一)に書寫し、また安家の正説(後述の如く正家)を以て一點した。この三善朝臣も何人であるかは明確にし難いが、陰陽道に基づく讖緯の學を信じて、醍醐天皇に「革命勸文」を奉つた三善清行の後裔であるとすると納得出来る。續いて、久壽二年(同五一)秘本(この秘本は、如何なる書か明らかでないが、若し書入の「秘本」であるとすると、後述の如く、元弘相傳本系統の一本であることとなり、こゝに兩者が交渉を持つたと考えられる。「安家秘本」の秘本とは異なると推される)を以て校了したので誠に正本であると謂うべく、また或人が重ねて見合した尤も證本と爲すべきものとし、外見を禁して「安家秘本」としてゐる。こゝに「安家」とあるのは卷四の奥書に「城門安倍泰忠」と記されていることに據つても、安倍家であることは明らかであるが、この安倍家は、諸道家業記に「陰陽道未孫ニ候、中古ヨリ堂上ニ被相成候、乍去、陰陽道之事、今以賀安兩ハ、古來、賀茂・安倍兩家の職掌ニ候、賀茂家ハ幸徳井ト稱シ地下之者ニ候、安倍家ハ、元祖安倍晴明ニ而、當時之土御門家、則右晴明之であることは明らかであるが、この安倍家は、諸道家業記に「陰陽道篤内傳の作者・陰陽師・天文博士であつた安倍晴明の子孫である。また伊藤東涯の秉燭譚に「玉海治承五年(ハ一)五月二十九日ノ下ニ云今日晴光持來五行大義ト、ソノ比ヨリモ世ニ行ハル、事、コレニテンルベシ」とあるが、この晴光(表三二)は、尊卑分脈に據ると、安倍晴明より五代目にあたる時晴の子である。このようすに安倍家に代々五行大義が傳來し、秘藏されたことは、陰陽家として當然であろうが、この天理圖書館本が、その系統を受継いだ一本であることは興味深い。更に建保二年(順徳一)に松殿左大臣の所で攝津守藤原朝臣尹範本を以て校合している。松殿左大臣とは、藤原忠通の子基房と推され、尹範は、南家貞嗣卿流の十一代の裔、式部大輔文章博士永範の嫡孫である。(註六)永範は、元秘抄(續類從本)等に據ると、天養・久安・仁安・久

五行大義が引用されることが多いので、この尹範本は、改元に用いられた一本であると察せられる。

次に卷四には、保元元年（後白河一五六）泰弘が家本（安倍家に傳存する本か）を以て書寫し、永暦二年（一二六一）に一見したとあり、また建久二年（一一九一）の安倍泰忠の奥書がある。この泰忠は晴明より九代目に當るが、泰弘の系譜は解らない。併し、安倍家に屬することだけは誤りないと思ふ。

○○○— 兼時—時晴—晴光 —が記されている。この廣基は、尊卑分脈に據ると、晴明五代の裔安倍廣賢の子であり、兼守は、ト部の人と推される。斯くすると、兼守が安倍家に傳來する一本に據つて書寫し、兼直がこれを校合したこととなる。兼直は、筆者兼右の十二代の祖に當り、兄の孫には兼好法師がいる。

天理圖書館本には、各卷に以上述べた如き奥書が存し、ト部兼右に據つて書寫されたことは明確であるが、その藍本に就いての記述は、卷一、四、五、それべ異なる。このことは、各卷が或は異なる藍本に依據したのではないか、という想定も可能であるが、そのようなことは考え難く、また元弘相傳本と比しても、その異同の傾向は類似するので同一の藍本に據つたと考えたい。

若し、そうだとすると、この天理圖書館本は、康治元年（一一四二）頼長のもとに存し、家本を以て校合された書を、天養元年（一一四三）三三美藤原

朝臣が書寫し、また安倍家の傳わる一本に據つて加點され、更に久壽二年（五五）秘本を以て校比され、「誠可謂正本也」「尤可爲證本歟」と尊重され、門外不出の安倍家の秘本となり、翌保元元年には、泰弘によつて書き改められ、建久二年（九一）に泰忠の手もとに秘本として藏されていたが、元久三年（〇四）この系統を受繼ぐと推される安倍廣基本を藍本として、ト部兼守が書寫し、兼直が校比した書が、ト部家に藏せられたこととなつた。更にこの書は、建保二年（一一三）藤原尹範本により校合され、正嘉二年（五八）寫し改められ、また丹注が施され、文永七年（七〇）にも校比した書に據つてト部兼右が書寫し、證本に據つて校正加點した書である、といふことになる。

では、この天理圖書館本は、如何なる系統に屬する鈔本であろうか。今、元弘相傳本と比すると、その異同は甚だしく、卷一・一八三、卷二・三三六、卷三・二六〇、卷四・二五一、卷五・四三二、合計一三六二條の多きに達するに對し、靈寶館本と比すると、卷五のみであるが、三四六條であり、これらは主として誤字と察せられる箇所である。また元弘相傳本と靈寶館本との異同は、卷五のみで四六六條に達する。この異同から推しても、天理圖書館本は、元弘相傳本よりは靈寶館本の系統に近い一本であることが知られる。（その例として、卷五の鈔・版本の異同表を掲げる）

そこでこの書は、元弘相傳本系統以外の完本として唯一の異本であることになり、通行本の誤謬を訂正する極めて貴重な鈔本と言える。更に、天理圖書館本で注目すべきことは、本文の行間に校比した諸本の型が書入られていることである。「いま、それを列記すると、「原本」として七六條、「或本」十三條、「秘本」十條、「他本」二條、「正本」一條、「本」二條・無記、六三條、合計一六八條である。これらが、各々奥書に見える如何なる一本に相當するか。また、同じ符號で記された一本が同一の書に依據しているかどうかかも明確でないが、若

し、同一の書に據つたと考えると、これらは如何なる系統に屬する一本の型を傳えてゐるのであらうか。今、他の鈔本、即ち元弘相傳本と比較すると、「イ本」は、三八條合し、三八條異り、「或本」は、八條合し、五條異り、「秘本」は、九條合し、一條異り、「他本」は、三條合し、一條異り、「正本」は、合し、「本」は一條異り、無記の一本は、四五條合し、一八條異る。斯くすると、引用の少ない他本・正本・本は別として、イ本、或本、または無記の一本は、元弘相傳本とは異系

異同表（卷五）

暮 爲	暮 爲	伏 王	政	佚存本		元弘本	元祿本	嘉慶本	齊本	常州本	靈寶本	天文本	其 他	
				本 兼 萬 神 圖	猶天子巡狩方兵									
馬	羊	翼	○	猶	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
焉	玉	犧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥	玉	犧	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鳥	玉	犧	爲	法	削	執	執	執	執	執	執	執	執	執

三部經音義集作

統のものと考へざるを得ないが、秘本は、一條を除き元弘相傳本と一致する。そこで、秘本は、何時何人が如何なる書に據つて書入れたかは不明であるが（前述の如く高詩二年校合）、天文鈔本の藍本に既に存し、これは、元弘本系統の一本に據つたのではないか、と推される。また靈寶館本と比すると、天文鈔本との異同以上の差異が認められる。すると、天文鈔本に書入れられた一本の型は、秘本が元弘相傳本系統の一本に依據したと推される以外は、みな現存鈔本とは異なる本の型を示しているものと推される。

斯くの如き一本の書入れは、元弘相傳本・靈寶館本にも見える。まず元弘相傳本には、「イ本」五一條・無記の一本・三六條・「清本」一條が引かれる。今、これを天理本と比すると、イ本は、二二條合し、三〇條異り、無記の一本は、一四條合し、一二二條異り、清本は異なる。また、靈寶館本と比すると、イ本七條の内、六條合し、一條異り、無記の一本は十條の内、二條合し、八條異り、清本もまた異なる。斯くすると、イ本は、靈寶館本に近いことになるが、靈寶館本は卷五のみの零本であり、全體を通じては天理本系統と思われる所以で、同系統とは考え難い。そこで、元弘本引一本も矢張り現存鈔本とは異系統の一本

次に靈寶館本には、朱書で四八條、墨書で二九條、その他或本一條、諸本一條、註記四等が見える。これらが何時書入れられたかは記されていないが、筆跡・墨色等から察すると、朱書又は或本・諸本は、寶治二年（四八）授點の際のもの、墨書は、書寫の際、又はそれを餘り降らない時のものと推されるが、これらを元弘相傳本・天文鈔本と比する何れも現存鈔本とは異なる系統の本に據つたと考えざるを得ない。このことは、五行大義が天平寶字元年（七五）以前に將來されてより、平安鎌倉期を通し、尠なからざる鈔本が流傳し、それが盛行していたことを示すのであるまいか。

なお、天理圖書館本において、もう一つ注意すべきことは、音注の書入れが存することである。この書入れは、筆者兼右か、又は藍本の筆者・校者の注記と推せるが、反切を記したもの一二條、音を示したもの一二條、意味を註したもの四〇條である。この内、反切の記されたものは、切韻・廣韻・益會玉篇等とも異り、或は原本玉篇よりの引用ではないか、と推されるが、確證は得られない。

また、天理圖書館本の江戸初期轉寫本が、京都陽明文庫に藏されている。この書に就いては、既に紹介したが、(註7)誤字三九、缺文・缺字一九條、卷一に二頁の落丁があり、また表紙が異り、原本が有枠であるに對し、無枠である以外は、全く天理圖書館本と同じである。尤も字體は寫眞の如く甚だ異なるが。

宮文庫本、靈寶館本、天文鈔本とその轉寫本である陽明文庫本とであるが、その他、平安から鎌倉・室町期にかけての諸文献にその引用が散見する。そこで今、これらの諸文献は如何なる系統の一本に基づいて引用したかを検討してみよう。

先ず三部經音義集所引は、元弘本とは一四條異同が認められるが、天理本とは八條であり、醫家千字文註は、元弘本とは二條異り、諸道勘文は、元弘本とは一條異なるが、兩者共に天理本とは一致する。また、年號勘文も天理本に近い。

斯くすると、これらは、何れも元弘本より天理本に近く、これだけの資料に據つて断定することは危険であるが、天理圖書館本系統を用いたと考えられる。また、弘決外典鈔は、元弘・天文兩本と同様な異同があり、他は特別な異同が認められず、如何なる書に據つたかは決し難い。

以上、三部經音義集・醫家千字文註・諸道勘文・年號勘文に現われた型や天理本の奥書が多く人の手を経てることを示す等から考えると、平安・鎌倉期は、元弘本系統よりは天理本系統が盛行していたと察せられる。

〔附記〕この小論は、拙著「五行大義校註」(未刊)の解題として執筆したものであるから、諸本の詳細な異同、及びその校勘は、それを参照されたい。

〔註〕
1、こゝで注目すべきことは、これらが全て北朝關係者であるということである。これは北朝人が自己の王朝の正統性を主張せんが爲に五行大義を用いたと推されるが、このことは、我が國において五行大義が利用された一面を示すものであろう。

2、その他、鎌倉期には、高官盜入怪變(續群書類從本)には五行大義云、九宮者、上分於天、下別於地、各以九位、天二十八宿北斗七星、云々。

3、五行大義ト申文ノ中ニ、神ト者申ナリ清虛ノ氣ナリ、擁満スルトコロナシの一條が存する。

4、拙稿「元弘相傳本五行大義表記・背記に引存する佚文について」(中國文化研究所報六の一)

同「神宮文庫本五行大義背記に引存する東宮切頭佚文について」(東洋學研究十一) 同「原本玉篇の若干の佚文について」(同十二)

5、愛知大學の久曾禪昇教授も指摘されているように、智圓の奥書は、本文が頁の如何なる所で終了しても、「元弘三年云々」の語は必ず各頁の中程に記されている。これは卷子本であるとしたら考えられないことなので、原來は卷子本であつたと考えられるが、恐らく、智圓が奥書を記した時には、既に折本に改裝されていたのであろう。

6、南家貞嗣流(尊卑分脈)

貞嗣……(8代)……永實—永範—範真—尹範

7、拙稿「陽明文庫本五行大義の性格について」(中國文化研究所報三の11)、